

高知県食品ロス削減推進計画の策定について

※「食品ロス」…本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品

1 食品ロス削減推進計画（以下「計画」と略）策定の根拠

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号、令和元年10月1日施行）
- ・地方公共団体の計画策定は努力義務（第12条） 令和2年度末現在、27都道府県が策定
 - ・国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び地域の特性を踏まえて作成（計画で必ず策定しなければならない項目はなく、地域の特性に応じた計画が良い）

2 策定にあたっての考え方

（1）計画策定の考え方

- ア 高知県廃棄物処理計画、高知県環境基本計画、高知県食育推進計画と調和を図って策定する
- イ 食品ロス削減に向けた広報・啓発、未利用食品の有効利用（※）の推進について実効ある計画を目指す

※消費期限まで一定の期間となった未利用食品を受入れ、必要な団体に提供する等

（2）計画期間

5年間（今期計画のみ国の基本的方針、環境基本計画等と整合してR4～7年度の4年間）

（3）計画により目指す姿（案）と次期計画までの目標値（案）

ア 県内の食品ロス発生量が抑制されている

⇒目標値 県内食品ロス発生量を4年間で▲6.8%（国目標に準拠して算定）

イ 県民の食品ロス削減に向けた意識づけが進み、行動に移せている（県民運動化）

⇒目標値 食品ロス削減に取り組む消費者割合 80%（国目標に準拠）

ウ 未利用食品の有効利用ルートが確立され、その利活用が進んでいる

⇒目標値 有効利用ルートを利用した食品量、利用団体数の設定を検討

（4）計画の構成（案） 資料5のとおり

3 策定方法

- ・高知県食品ロス削減推進計画検討委員会のご意見をいただいて策定
- ・庁内組織として関係各課による高知県食品ロス削減庁内推進会議を設置
- ・計画策定後の計画の進捗管理は庁内組織で行い、環境審議会・消費生活審議会に報告

4 策定スケジュール（案） 資料6のとおり

4回の検討委員会で計画内容検討、パブリックコメントを経て令和3年度末に策定予定